



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社アイロム
代表者名 代表取締役会長兼社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証第1部)
問合せ先 取締役 経営企画本部本部長
秀島 直樹
(TEL 03-5436-3148)

定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第9回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款変更案1

- (1) 今後の事業拡大を見込み、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

定款変更案2

本日付けの「持株会社体制への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、平成18年10月1日付にて会社分割により持株会社体制へ移行することを計画しております。これに伴い、商号及び事業目的に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙(新旧対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年 6月28日(水)(予定)

定款変更案1の効力発生日 平成18年 6月28日(水)(予定)
(平成18年6月28日開催予定の第9回定時株主総会にて承認可決された時に変更)

定款変更案2の効力発生日 平成18年10月 1日(日)(予定)
(平成18年6月28日開催予定の第9回定時株主総会に付議する「SMO事業の営業に関する分割計画書承認の件」及び「当会社と株式会社アイロムメディックとの分割契約書承認の件」が承認可決され、かつ、「当会社と株式会社アイロムメディックとの分割契約書承認の件」が株式会社アイロムメディックの株主総会で承認可決されることを条件として、「当会社と株式会社アイロムメディックとの分割契約書承認の件」に係る会社分割の効力発生日をもって変更)

以 上

現行定款	変更定款案1
第1章 総 則	第1章 総 則
（商号）	（商号）
第1条 （略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1. 次の各号に関する臨床試験、分析試験及び安全性試験の受託並びに仲介業	1. 次の各号に関する臨床試験、分析試験及び安全性試験の受託並びに仲介業
(1) 医薬品	(1) 医薬品
(2) 医薬部外品	(2) 医薬部外品
(3) 化粧品	(3) 化粧品
(4) 検査用試薬	(4) 検査用試薬
(5) 医療用機械・器具	(5) 医療用機械・器具
2. ~36. （略）	2. ~36. （現行どおり）
（公告の方法）	（公告方法）
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株式及び端株	第2章 株 式
（発行する株式の総数）	（発行可能株式総数）
第5条 当社が発行する株式の総数は、3,728,168株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、3,728,168株とする。
（新 設）	（株券の発行）
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第6条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、株券喪失登録の手続き、端株の買い取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第7条 当社の株券の種類並びに株式、新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日）	（削 除）
第7条 当社は、毎年3月31日の最終株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	
前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	

現行定款	変更定款案 1
<p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買い取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(自己株式の取得) 第 9 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> 第 3 章 株主総会</p>	<p>(自己の株式の取得) 第 9 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集) 第 10 条 (略) (新 設)</p>	<p>(招集) 第 10 条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第 11 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>(招集者及び議長) 第 11 条 (略) (新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長) 第 12 条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 13 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 <u>商法 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第 13 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更定款案 1
<p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>または電磁的記録</u>をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>又は電磁的記録</u>をもって作成する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(解任方法)</p> <p>第 19 条 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 21 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更定款案 1
<p>(取締役会の招集通知) 第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、<u>出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、<u>出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u> <u>前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第 23 条 (略) (報酬) 第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり) (報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第 29 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>(員数) 第 25 条 (略)</p>	<p>(員数) 第 30 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款案 1
(選任方法)	(選任方法)
第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。	第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期)	(任期)
第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役)	(常勤の監査役)
第 28 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法)	(監査役会の決議方法)
第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録)	(監査役会の議事録)
第 31 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
(監査役会規程)	(監査役会規程)
第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬)	(報酬等)
第 33 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の設置)
(新 設)	第 39 条 当社は、会計監査人を置く。
	(選任方法)
	第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現行定款	変更定款案 1
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(任期)</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第46条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 未払いの剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

別 紙：定款変更の内容（定款変更案 2）

（下線は変更部分）

変更定款案 1 の変更後定款	変更定款案 2
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>（商号）</p>	<p>（商号）</p>
<p>第 1 条 当社は、<u>株式会社アイロム</u>と称し、 英文名は <u>Irom Co., Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>第 1 条 当社は、<u>株式会社アイロムホールディ ングス</u>と称し、英文名は <u>Irom Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的 とする。</p>	<p>第 2 条 当社は、次の業務を営む<u>会社の株式を 所有することにより、当該会社の事業活動 を支配・管理すること及び次の業務を営む ことを目的とする。</u></p>
<p>1 . ~ 36 . （略）</p>	<p>1 . ~ 36 . （現行どおり）</p>
<p>第 3 条 ~ 第 46 条 （略）</p>	<p>第 3 条 ~ 第 46 条 （現行どおり）</p>
以 上	以 上